

別紙

令和7年度諮問第1号（令和7年度答申第1号）

答 申

第1 当審査会の結論

石巻市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不開示決定とした処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「書面の記載で（昭和57年の物。）、①僕にケンカを売る。②僕に文句を言う。③僕を殺す。④僕と芸能界と石巻市民との契約書。両親の名前が書かれている。書類一式。→この当時、いただいたお金の領収書か、受取書その他お金の流れがわかる書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、実施機関が令和7年10月9日付けで行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。
審査請求人は石巻市、A市、B県等で「ケンカ」を売られる、うわさや誹謗中傷の対象とされるといった被害を受けており、その原因は、審査請求人が主張する行政文書が石巻市において作成され、宮城県、国会へ提出されたことにある。

また、当該文書は訴訟関係文書又は議会関係文書に該当すると思われ、恒久的保存が必要な文書であることから、現在も存在しているものと考えられる。

第3 実施機関の説明の要旨

1 本件処分の理由

実施機関の説明の要旨は、決定理由説明書及び弁明書によると、次のとおりである。

本件開示請求書の記載内容は抽象的・不明確な部分が多く、開示請求対象とする保有個人情報の特定が困難であったものの、市民本人や家族に関する相談等を所掌する保健福祉部を対象に、令和7年10月7日付けで保有状況を調査した。しかし、当該個人情報に該当する公文書を保有する部署は存在

しなかった。

また、開示請求書に記載された「芸能界」と「石巻市民」とを当事者とする契約書類は、市が通常作成・保管する契約の類型に該当せず、市において当該契約を締結した事実も確認できなかった。

さらに、実施機関の文書の保存年限は、石巻市文書取扱規程（平成17年訓令第13号。以下「規程」という。）第52条において、法令等の特別の定めがあるものを除き、第1種永年保存、第2種10年保存、第3種5年保存、第4種3年保存、第5種1年保存とされている。保存年限は文書の性質や重要度に応じて決定しており、永年保存の対象は議会関係文書、人事関係文書、争訟関係文書等、特に恒久的保存が必要な文書に限られおり、それ以外の文書は最長でも10年の保存期間である。

したがって、仮に昭和57年当時に当該開示請求者に関する文書が存在していたとしても、保存年限を大幅に経過しているため、既に廃棄されている蓋然性が高く、本件開示請求時点で市が保有していないと判断されることから、法第82条第2項に基づき不開示の決定をした。

2 結論

以上により、本件処分は適法かつ妥当であると考えられる。

第4 当審査会の判断

1 本件開示請求について

本件処分のように、行政機関が保有個人情報の不存在を理由とした不開示決定を行う場合、その主張は、文書の未作成、未取得又は廃棄済等といった「物理的不存在」と、形式的には存在するが公文書に該当しない「解釈上不存在」に大別される。

本件処分における実施機関の主張は「物理的不存在」に該当し、本件審査請求における争点は、①事務事業及び取得義務の不存在、②保存期間の経過の2点であることから、その妥当性について以下検討する。

2 事務事業及び取得義務の不存在について

審査請求人は、自己に対する攻撃的言動等に関する文書の存在を主張する。

これに対し、実施機関は、「芸能界」と「石巻市民」とを当事者とする契約書類は、実施機関が通常作成・保管する契約の類型に該当しないとしている。

この点について、規程第47条第1項は「文書は、真に必要なものを保管しなければならない。」としているところ、実施機関において実施機関以外を当事者とする契約書を取得、保管する合理的理由はないことから、実施機関の主張に不合理な点があるとは言えない。

また、実施機関は、実施機関においても当該契約を締結した事実は確認できない旨を併せて主張する。

この点について、実施機関の所掌事務に照らし、当該類型の文書を実施機関が作成・取得する合理的理由がなく、文書登録・台帳等にも確認できないことから、実施機関の主張に不合理な点があるとは言えない。

3 保存期間の経過について

審査請求人は、本件開示請求に関する文書について、訴訟関係文書又は議会関係文書であり、恒久的保存が必要な文書である旨を主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求に関する文書が存在していたとしても、当該文書は第1種の文書に該当しないため、保存年限を経過しており既に廃棄されている旨主張する。

この点について、規程第52条第2項は、文書の保存種別及び保存年限について、第1種を永年保存の必要あるもの、第2種を10年保存の必要あるもの、第3種を5年保存の必要あるもの、第4種を3年保存の必要あるもの、第5種を1年保存の必要あるものとしている。

この保存種別の基準は、石巻市文書分類表の文書保存年限基準表に規定されており、第1種の文書については以下のとおりとされている。

- 「1 条例、規則及び訓令並びに規程形式の告示の制定改廃関係書
- 2 歳入歳出予算及び決算に関する文書で重要なもの（財政課所管）
- 3 市議会の議案、議決書及び会議録（総務課所管）
- 4 総合計画その他の重要な計画の策定等に関する文書で重要なもの
- 5 職員の任免、賞罰、昇給等に関する文書で重要なもの
- 6 市町村共済組合、公務災害等に関する文書で重要なもの
- 7 重要な協定等の締結に関する文書
- 8 訴訟等関係書
- 9 叙位叙勲等に関する文書
- 10 市の基本事項に関する文書
- 11 原簿、台帳、原図、統計資料等で重要なもの
- 12 市有財産の取得、処分及び変更に関する文書
- 13 法令等により11年以上の保存が必要とされている文書
- 14 その他永年保存の必要がある文書」

審査請求人は、本件請求に係る文書が「3 市議会の議案、議決書及び会議録（総務課所管）」又は「8 訴訟等関係書」に該当すると主張しているものと思料される。

しかしながら、審査請求人が主張する文書はいずれにも該当しないものと考えられ、また、その他の第1種の文書に該当するとも認められないことから、実施機関の主張に不合理な点があるとはいえない。

4 結論

以上のことから、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

以上

石巻市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 森 敏 正

副会長 須 藤 大 輔

委 員 若 菜 寿 子

調査審議の経過

令和7年度諮問第1号（令和7年度答申第1号）

| 年月日 | 処理内容 |
|-----------|---|
| 令和7年12月1日 | 実施機関（石巻市長）から諮問書の提出を受けた。 |
| 令和8年1月30日 | 本件第1回審査会 第一部 ・実施機関から諮問書についての説明を受けた。 ・諮問を審議した。 |
| 令和8年1月30日 | 本件第1回審査会 第二部 ・答申案を検討した。 |
| 令和8年2月18日 | 答申を行った。 |